

う場合において必要があると認めるときは、情報の提供、助言、指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、提供等)

第17条

主務大臣は、国民、民間団体等の行う環境の保全に関する人材の育成又は認定のための取組に関する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(人材の育成のための手引その他の資料等の質の向上)

第18条

主務大臣は、環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等の作成、提供等を行う国民、民間団体等の求めに応じ、必要な助言を行うよう努めるものとする。

2 主務大臣は、前項の手引その他の資料等の質の向上を図るため、これらに関連する情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うものとする。

(環境保全の意欲の増進の拠点としての機能を担う体制の整備)

第19条

国は、国民、民間団体等並びに都道府県及び市町村が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するため、次に掲げる拠点としての機能を担う体制の整備に努めるものとする。

- 一 国民、民間団体等が行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他環境の保全に関する情報及び資料を収集し、及び提供すること。
- 二 環境の保全に関する人材の育成のための手引その他の資料等に係る助言を行うことその他環境の保全に関し、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 環境保全の意欲の増進を行う国民、民間団体等相互間の情報交換及び交流に関し、その機会を提供することその他の便宜を供与すること。
- 四 その他環境保全の意欲の増進を行うこと。

2 都道府県及び市町村は、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じ、国民、民間団体等及び国が行う環境保全の意欲の増進と相まって、環境保全の意欲の増進を効果的に推進するための拠点としての機能を担う体制の整備(次項において「拠点機能整備」という。)に努めるものとする。

3 国は、都道府県及び市町村が行う拠点機能整備について、必要な支援に努めるものとする。

(国民、民間団体等による土地等の提供に関する措置)

第20条

国は、土地又は建物の所有者又は使用及び収益を目的とする権利(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなものを除く。)を有する者(国民、民間団体等に限り。)が当該土地又は建物を自然体験活動の場として提供することその他の多数の者を対象とするのにふさわしい環境保全の意欲の増進に係る体験の機会を場として自発的に提供することを促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協働取組の在り方等の周知)

第21条

国は、協働取組(2以上の国民、民間団体等がそれぞれ適切に役割を分担しつつ対等の立場において相互に協力して行う環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組をいう。以下この条において同じ。)について、その在り方、その有効かつ適切な実施の方法及び協働取組相互の連携の在り方の周知のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第22条

国及び地方公共団体は、環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(情報の積極的公表等)

第23条

国、地方公共団体、民間団体及び事業者は、環境保全の意欲の増進その他の環境の保全に関する取組への国民、民間団体等の参加を促進するため、その行う環境保全の意欲の増進の内容に関する情報その他の環境の保全に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

2 国は、前項の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供を行うよう努めるものとする。

(配慮等)

第24条

国及び地方公共団体は、この法律に基づく措置を実施するに当たっては、環境保全の意欲の増進又は環境教育を行う国民、民間団体等の自立性を阻害することがないように配慮するとともに、当該措置の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるものとする。

(主務大臣等)

第25条

この法律における主務大臣は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣の発する命令とする。

(罰則)

第26条

次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 偽りその他不正の手段により第11条第1項の登録を受けた者
- 二 第12条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

第27条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

第28条

次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

- 一 第11条第7項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第13条の規定に違反した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで及び第26条から第28条までの規定は、平成16年10月1日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

人材認定等事業に係る登録に関する省令

(平成16年文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号)

(人材認定等事業)

第1条

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(以下「法」という。)第11条第1項の主務省令で定める人材認定等事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 人材認定等事業のうち育成に係る事業(以下「育成事業」という。)にあつては講習又は研修(以下「講習等」という。)を、人材認定等事業のうち認定に係る事業(以下「認定事業」という。)にあつては書面審査、口述審査又は実地審査(以下「審査」という。)を行うものであること。
- 二 営利を目的とするものでないこと。

(登録の申請)

第2条

法第11条第1項の登録の申請をしようとする者は、様式第1による申請書に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合は、その住民票の写し(外国人にあつては、外国人登録証明書の写し)
- 二 申請者が法人その他の団体である場合は、その定款若しくは寄附行為及び登記簿の謄本又はこれらに準ずるもの
- 三 申請者が法第11条第3項各号の規定に該当しないことを説明した書面
- 四 直近の3事業年度の各事業年度における登録の申請に係る人材認定等事業の実績を記載した書類
- 五 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 六 次に掲げる事項を記載した書類
 - イ 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料に関する事項
 - ロ 育成事業については、講習等の講師の氏名、職業及び略歴並びに講習等の受講員に関する事項

(申請書の記載事項)

第3条

法第11条第2項第三号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 人材認定等事業の名称
- 二 人材認定等事業の行われる場所
- 三 人材認定等事業の対象となる者の範囲

(登録基準)

第4条

法第11条第4項第二号の主務省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 一 登録の申請に係る人材認定等事業に係る手数料の額が当該人材認定等事業の適正な実施に要する費用の額を超えないこと。
 - 二 登録の申請に係る人材認定等事業の内容に応じ、講習等又は審査を受けようとする者の安全の確保を図るための措置が講ぜられていること。
 - 三 登録の申請に係る育成事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
 - イ 申請者が個人である場合は、当該申請者が当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有していること。
 - ロ 申請者が法人その他の団体である場合は、その構成員に当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者が1人以上含まれていること。
 - ハ 当該育成事業に係る講習等が、当該育成事業において3年以上講習等の業務に従事した経験を有する者若しくはこれと同等以上の知識及び技能を有する者により行われ、又はこれらの者の指導の下に適切に行われるものであること。
 - 二 当該育成事業に係る講習等は、当該育成事業の内容に応じ、次に掲げる事項を含むものであること。
 - (1)環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能に関する事項
 - (2)環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能に関する事項
 - ホ 直近の3事業年度の各事業年度において当該育成事業に係る講習等を受けた者が5人以上であること。
- 四 登録の申請に係る認定事業については、次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 当該認定事業に係る審査の方法及び基準が明確であること。
 - ロ 当該認定事業に係る審査の基準は、当該認定事業の内容に応じ、次に掲げる基準を含むものであること。
 - (1)環境の保全に関する指導に必要な知識又は技能の水準に関する基準
 - (2)環境の保全に関する指導の安全な実施に必要な知識又は技能の水準に関する基準
 - ハ 直近の3事業年度の各事業年度において当該認定事業に係る審査を行っていること。

(変更等の届出)

第5条

法第11条第7項の規定による届出は、同条第2項各号に掲げる事項の変更に係る場合にあっては様式第2、登録人材認定等事業の廃止に係る場合にあっては様式第3による届出書によつてしなければならない。

附則

この省令は、平成16年10月1日から施行する。